

あさぎり町ヘルシーランドの管理運営に関する基本協定書（案）

あさぎり町（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、あさぎり町ヘルシーランド（以下「本施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

- 第1条** この協定は、あさぎり町ヘルシーランド条例（平成15年あさぎり町条例第93号。以下「条例」という。）第11条の規定により指定管理者として指定された乙が行う本業務に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定を踏まえ、相互に協働し、本施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本的事項をこの協定において定める。

（指定管理者の指定の意義）

- 第2条** 本施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、町民の交流の促進及び健康の増進並びに町民等に対するサービスの向上を図ることであり、甲と乙はその意義をここに確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 第3条** 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本業務の実施にあたって求められる公共性と適正管理のための必須業務を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するとともに、公共施設としての適正管理の実現について指導するものとする。

（管理責任者）

- 第4条** 乙は、あらかじめ本施設の管理責任者を選任し、甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、管理責任者を変更する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（管理業務）

- 第5条** 甲は、条例第12条の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。
- (1) 温泉センター：地域のニーズに応じた憩いの場として、入浴、休養等総合的な利用に資する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、必須業務として定めるもの及び甲又は乙が必要と認める業務については、甲及び乙が協議して定める。
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、あさぎり町ヘルシーランド指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第6条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(管理物件)

第7条 本業務の対象となる管理物件（以下「物件」という。）は、次のとおりとする。

ヘルシーランド（平屋建鉄筋コンクリート造 地下設備室有） 面積2,404.41㎡

ヘルシーランド温泉センター（指定管理面積1,547.64㎡）

ヘルシーランド敷地及び付帯設備（指定管理面積11,459㎡）

なお、警備委託対象面積は2,404.41㎡とする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理しなければならない。

3 乙は、物件を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(甲による備品等の貸与等)

第8条 甲は、別表1「備品リスト」に示す備品を無償で乙に貸与する。

2 甲は、前項に規定する備品のほか追加で貸与するときは、書面にて乙に通知することとする。

3 乙は、第20条に規定する財源によって備品（購入価格が単価2万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものをいう。以下同じ。）を購入する場合、あらかじめ甲と協議するものとする。その備品の所有権は甲に帰属するものとし、本業務の用に供しなければならない。

4 乙は、前3項に規定する備品（以下「甲備品」という。）を、町の財産であることを念頭に置き、台帳を整備して適正な管理に努めなければならない。

5 乙は、甲備品について、亡失、重大な損傷その他事故があったときは、甲へ報告をしなければならない。

6 甲備品が経年劣化等により修繕等を要する場合は、一件20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕等については、乙の責任において行い、第20条に規定する財源から支払うものとする。

7 甲備品が経年劣化等により本業務の用に供することができなくなった場合は、甲の承認を得て、乙の責任において廃棄を行い、費用については第20条に規定する財源から支払うものとする。

8 乙は、故意又は過失により甲備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第9条 前条に定めるもののほか、乙は自己の費用で任意に購入又は調達した備品を本業務の用に供することができるものとする。ただし、一件30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の備品を本業務の用に供する場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

- 2 乙は、前項に定める備品（以下「乙備品」という。）について、購入後直ちに書面により甲へ報告し、台帳を整備して適切に管理するものとする。
- 3 乙は、乙備品について、亡失、重大な損傷その他事故があったときは、一切の責任は乙がこれを負担し、速やかに甲へ報告をしなければならない。

(施設の維持修繕等)

第10条 本施設の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、甲の財産に限り原則として甲が負担するものとする。ただし、一件20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕については、甲の承認を受けて乙が行い、第20条に規定する財源から支払うものとする。

- 2 乙が故意又は過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理者の責務)

第12条 乙は、次に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等（以下「法令等」という。）並びにこの協定の定めるところに従い、信義に従い誠実にこれを履行し、本施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

(1) 条例、同施行規則

(2) 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

(3) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

- 2 乙は、前項に掲げるもののほか、本協定、年度協定、あさぎり町ヘルシーランド指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、仕様書、年度事業計画書、事業計画書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守しなければならない。
- 3 本協定、年度協定、仕様書、募集要項、年度事業計画書、事業計画書の規定の間に矛盾若しくは齟齬がある場合、本協定、年度協定、仕様書、募集要項、年度事業計画書、事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、事業計画書で仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(開館時間等)

第 13 条 本施設の開館時間は、条例第 8 条の規定により次のとおりとする。

区分	開館時間
温泉センター入浴施設	午前 10 時から午後 10 時まで
温泉センター大広間	午前 10 時から午後 9 時まで

2 本施設の休業日は、条例第 6 条の規定により毎月第 2・第 4 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日である場合は、その翌日）及び 12 月 31 日から翌年 1 月 1 日までとする。

3 乙は、第 1 項及び前項に規定する開館時間等を変更する必要があると認めたときは、あらかじめ文書により届出をし、甲の承認を得なければならない。

※今後条例の改定により、開館時間の変更を行う場合がある。

(指定の期間)

第 14 条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

2 本業務に係る事業年度（以下「年度」という。）は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(年度協定)

第 15 条 本協定に定めるもののほか、各年度において必要な事項については、別に年度協定を締結する。

(委託料)

第 16 条 甲は、乙が行う本業務の対価として、予算の範囲内で委託料を乙に支払うものとする。

2 委託料の額及び支払方法等の詳細は、年度協定に定めるものとする。

(委託料の額の変更)

第 17 条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(負担金)

第 18 条 甲は、本施設の交流センター、上支所、テレワーク施設及びそれらに付随する共有スペースに要する費用のうち、施設管理上乙に負債が発生する費用に対して、予算の範囲内で負担金を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う負担金の詳細については、年度協定に定めるものとする。

(財源不足時の決済)

第 19 条 乙は、会計年度ごとの収支状況において、支出額（管理運営経費）が収入額を上回った場合は、乙の責任において決済するものとする。

(本業務に係る財源)

第 20 条 本業務に係る経費に充当する財源は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 年度協定に基づき、甲が支払う委託料
- (2) 条例第 13 条の規定により乙が定めた利用料金
- (3) 飲食施設での販売収入
- (4) 物品販売収入
- (5) 自動販売機手数料
- (6) 乙が自ら企画・実施する各種事業の収入
- (7) 第 56 条に規定する乙が実施した協力業務に要した費用
- (8) 本業務に係る経費を保管中に生じた利子収入
- (9) その他の収入

(本業務の実施に係る会計処理)

第 21 条 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に係る固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(利用料金)

第 22 条 乙は、条例第 13 条の規定により、本施設の利用者が納付する利用料金を乙の収入として収受することができるものとする。

- 2 利用料金は、乙が、条例第 13 条第 2 項に規定する利用料金の上限額の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲及び乙の協議を行うものとする。

(利用料金の減免)

第 23 条 乙は、条例第 13 条第 3 項の規定により、あらかじめ甲の承認を得て基準を定めた場合は、前条第 2 項に規定する利用料金を減額又は免除することができるものとする。

(リスク分担)

第 24 条 本業務に関するリスク分担は、別表 2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定める事項に疑義が生じる、又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、リスク分担を定めるものとする。

(事業計画等の提出)

第 25 条 乙は、本業務の実施にあたっては、甲に提出したあさぎり町ヘルシーランド指定管理者指定申請時の事業計画書（以下「事業計画書」という。）に基づき、次に掲げる事項について年度事業計画書を作成し、年度開始日前の 3 月 15 日（その日が閉庁日の場合その前の平日）までに甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（本業務として実施する事業の概要及び人員配置計画等を記載した事業計画書並びに実施する時期を記載した月別実施スケジュール一覧表）
- (2) 収支計画（本業務に要する経費の総額及び内訳の詳細を記載したもの）

- 2 乙は、事業計画及び収支計画に変更があるときは甲と協議し、その承認を受けなければならない。

(月次業務報告)

第 26 条 乙は、次に掲げる事項を記載した月次業務報告書を、毎月終了後 10 日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況
- (2) 利用者数
- (3) 本施設の利用状況に関する事項
- (4) 利用料金等の収入、本業務に係る経費等の収支状況
- (5) 実施した事業の内容及び参加者数
- (6) 利用者等からの要望及び苦情の内容及び対応状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

(事業遂行の記録及び自己評価)

第 27 条 乙は、日常又は定期的に行う清掃衛生管理や機器点検、施設の利用状況や利用料金の収支等の本業務の実施状況についてデータや状況写真により記録し、併せて自己評価を行わなければならない。

(事業報告)

第 28 条 乙は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 7 項の規定による事業報告書（年次報告）を、年度終了後 60 日以内に甲に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 本業務の実績
- (2) 利用者数
- (3) 本施設の利用状況に関する事項
- (4) 利用料金等の収入、本業務に係る経費等の収支状況
- (5) 実施した事業等の内容及び参加者数
- (6) 利用者等からの要望及び苦情の内容及び対応状況
- (7) 自己評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

3 乙は、甲が法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(関係書類の保存)

第 29 条 乙は、本業務に関する文書等をその文書等が完結した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して原則として 5 年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲から特別に指示ある場合は、乙は、その指示に従って文書等の保存をしなければならない。

(帳簿類等の提出要求)

第 30 条 甲は、監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができるものとする。

2 前条及び前項の規定は、指定期間を過ぎた後も同様とする。

(要望及び苦情に対する対応)

第 31 条 乙は、利用者等からの要望及び苦情に対応する体制を整えなければならない。また、要望及び苦情は速やかに対応するとともに、甲に報告しなければならない。

(アンケートの実施)

第 32 条 乙は、利用者等の意見や要望を把握するため、自己の費用と責任により、年 1 回以上アンケートを実施することとし、その結果を以後の業務実施に反映させるとともに、甲に報告しなければならない。

(管理業務の評価、指導)

第 33 条 甲は、年度終了ごとに、乙の本業務の実施状況を確認し、乙の自己評価と合わせて総合評価を行うものとする。

2 甲は、前項の評価のため、又は本業務の適正を期するため、本業務及び経理の状況について随時に立ち入り調査し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な指示を与えることができるものとする。

3 乙は、前項の規定による調査、報告及び資料等の提出を行わなければならない。

4 甲は、第 1 項の評価結果を文書により通知する。

5 乙は、前項の通知内容に疑義がある場合は、意見を述べるができるものとする。

6 甲は、第 1 項の評価結果を公表するものとする。

7 前各項による評価又は調査の結果、乙による本業務の実施が本協定等で甲が示した条件を満たしていないと認められる場合は、甲は乙に対して業務の改善を指導するものとする。

8 乙は、前項に定める改善指導を受けた場合は、速やかにそれに応じるとともに、処理状況について甲に報告しなければならない。

(モニタリング)

第 34 条 乙は、本施設に関して甲が実施するモニタリングにおいて、「ヘルシーランド指定管理モニタリング及び評価要項」に従うこととする。

2 甲は、モニタリングの結果を公表する。

3 甲は、モニタリングの結果に基づき、仕様書又は事業計画書等の見直しについて、乙に協議

を申し出ることができるものとする。

(随時の業務遂行確認)

第 35 条 甲は、改善報告書による改善状況の確認を行うとき又はその他必要と認めるときは、本施設への立入等により、現地で本業務の遂行状況の調査を行うものとする。

2 前項の調査により改善状況が適正と認められない場合は、甲はその結果を乙に通知するとともに、更に改善が見られない場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を行うものとする。

(情報公開)

第 36 条 乙は、本業務の実施にあたっては、個人情報保護に関する事項を除き、保有する情報の公開を図らなければならない。

(指定の取消し等)

第 37 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 乙が本協定に違反したとき。

(2) 乙が法第 244 条の 2 第 10 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(3) 乙が本業務を継続することが不適当であると甲が認めたとき。

(4) 乙が本協定を履行することができないと甲が認めたとき。

(5) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき。

(6) 乙又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により指定が取り消されたときは、速やかに施設等を甲に明け渡し、又は返還しなければならない。

4 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害及び損失並びに増加費用が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

5 第 1 項の規定により年度途中において指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合には、当該年度の委託料についてその全部又は一部を乙に支払わず、又は返還を乙に請求することができる。

6 自主事業以外の事業の縮小、業務の不履行として、法定業務及び施設の管理等に係る必須業務が実施されなかった場合は、甲がその業務に算定する額の委託料の全部又は一部を乙に支払わず、又は返還を乙に請求することができる。なお、対象とする必須業務に関しては別紙特記仕様書のとおりとする。

(乙による指定の取消の申出)

第 38 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- (2) その他、乙が必要と認めるとき。

2 乙は、指定の取り消しを希望する日の 60 日前までに申出をしなければならない。

3 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(天災等による施設供用の休止等)

第 39 条 甲は、天災その他やむを得ない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、当該施設の全部又は一部の供用を休止するため、指定管理者の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部を停止することができる。甲が本施設を武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で定める避難施設として指定し、武力攻撃事態等の避難施設として使用する場合についても、同様とする。

2 乙は、前項の事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(原状回復義務)

第 40 条 乙は、第 14 条に定める指定期間が終了したとき、又は第 37 条若しくは第 38 条の規定により指定を取り消されたときは、自己の負担において、指定開始日を基準として物件を原状に復さなければならない。ただし、甲が物件を原状に復させることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、物件の原状を変更しようとするときは、あらかじめ工作物設置等許可申請書により甲の承認を得なければならない。

(損害の賠償)

第 41 条 乙は、本業務の実施に関して、自己の責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

2 乙の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

3 甲は、乙の責に帰すべき理由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 損害賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(情報セキュリティ事故による損害賠償)

第 42 条 甲は、乙の責に帰すべき事由により被った以下の事故について、乙に損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 情報がそれを利用する権限のない者に漏えい又は改ざん、破壊されること。
- (2) 情報システムの提供するサービスが妨害され、業務に支障を来たすこと。
- (3) 甲との協議で決定された情報セキュリティ対策が適切に行われないことにより、情報が危険にさらされること。

2 損害賠償額は、甲が実際に被った損害額を基に決定する。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。

(保険契約)

第 43 条 乙は、本業務の遂行にあたり、独自に実施する事業等も踏まえて必要な保険に加入しなければならない。

(再委託の禁止)

第 44 条 乙は、本業務を自ら行うものとし、第三者に一括して本業務を委託してはならない。ただし、次に掲げる業務については、事前に書面による甲の承認を得たときは、この限りでない。

- (1) 本施設及び附帯設備並びに植栽を含む敷地内の清掃管理業務
 - (2) 本施設及び附帯設備の保守点検業務
 - (3) 本施設の警備業務
 - (4) 本業務を実施する上で発生する廃棄物の処理業務
 - (5) 従業員の健康管理業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、専門性を要する業務で第三者に委託して実施することが適当な業務
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任において行うものとし、本業務に関して乙が実施させる第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、乙が負担するものとする。

(個人情報の保護)

第 45 条 乙は、本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、あさぎり町個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）その他関係法令を遵守するものとする。

- (1) 個人情報等の保持 乙は、本協定の履行に関して知り得た個人情報の内容を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
 - (2) 第三者への委託の禁止又は制限 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとする。ただし、第 44 条第 1 項の規定により甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 前項の規定に基づき、乙は、個人情報保護の規程の整備に努めなければならない。
- 3 個人情報の保護については、第 14 条に定める指定期間が終了した後、又は第 37 条若しく

は第38条の規定により指定を取り消された後においても遵守するものとする。

(秘密の保持)

第46条 甲又は乙は、本業務上知り得た秘密を相手方の承認なく第三者に漏らしてはならない。これは第14条に定める指定期間が終了した後、又は第37条若しくは第38条の規定により指定を取り消された後においても同様とする。

2 甲又は乙が、前項に反し相手方に損害が発生した場合、甲又は乙はその相手方に対し、被った損害の相当額を請求できるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第47条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第48条 乙は、本施設の管理業務に必要な諸規則及び非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ等)

第49条 乙は、第14条に定める指定期間が終了したとき、又は第37条若しくは第38条の規定により指定を取り消されたときは、本施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを必要とする期間において確実に行うものとする。

2 第14条に定める指定期間が終了したとき、又は第37条若しくは第38条の規定により指定を取り消されたときまでの第22条第1項に規定する利用料金は、当該期間中に確定したものについては、乙の収入とする。

3 前項の期間内に本業務に関して発生した費用は、当該期間後に請求があったものであっても、乙が支払うものとする。

4 引継方法、日時等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(備品等の引継)

第50条 乙は、第14条に定める指定期間が終了したとき、又は第37条若しくは第38条の規定により指定を取り消されたときは、本施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲備品を後任の指定管理者等に対して引き継がなければならない。

2 前項の場合において、乙は、乙備品を自己の費用及び責任において撤去するものとする。ただし、甲及び乙の協議により乙備品の全部又は一部を後任の指定管理者等に対して引き継ぐことができるものとする。

(連絡調整会議)

第51条 甲及び乙は、本業務の実施に関して連絡調整するための会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡調整会議は、原則として第26条に規定する月次業務報告書提出時に開催するものとする。

3 甲又は乙は、前項に規定するもののほか、必要に応じて連絡調整会議の開催を要求すること

ができるものとする。

(環境対策)

第 52 条 乙は、本業務の実施にあたっては、「第 3 次あさぎり町総合計画」地球にやさしい環境衛生システムの構築に基づく取り組み及び、無添加せっけん等を使用し環境配慮行動を推進するものとする。

(緊急時の対応)

第 53 条 本業務の実施に関連して事件又は事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じ、甲に報告するとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(災害応急活動等)

第 54 条 乙は、災害時において、甲が「あさぎり町地域防災計画」に基づき行う災害応急活動等に協力するものとする。

2 前項に定める協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 甲が行う救助・救急活動の実施、協力に関すること。
- (2) 利用者の避難誘導等安全確保に関すること。
- (3) 避難所の開設に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が協力を要請する事項。

(要請手続)

第 55 条 甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、日時、場所及び協力業務を明記した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し、甲からの協力要請を待つことができないときは、協力業務に基づく応急活動等に着手し、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理について、甲の指示を受けるものとする。

(費用負担)

第 56 条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(人員の確保及び労働安全)

第 57 条 乙は、本業務を実施するために必要な人員の確保にあたっては、町内に居住する者を雇用するよう配慮するものとする。

2 乙は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令の定めに従って、本施設

(信義誠実の原則)

(協定の変更)

(疑義等についての協議)

(裁判管轄)

令和9年4月1日

甲 (あさぎり町)

所在地 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地

名 称 あさぎり町

代表者 あさぎり町長 北口 俊朗

乙（指定管理者）

所在地 ●●●●●●●●●●●●●●●●

名 称 ●●●●●●●●

代表者 ●●●●●●●●

別表２ リスク分担表

種類	内容	甲	乙
法令等の変更	施設の管理運営業務に係る法令等の変更	両者の協議による	
物価	物価変動による人件費、物品等経費の増		○
	物価変動で１０％を超える増減が発生した場合	○	○
金利	金利の変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので小規模なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による損傷		○
	上記以外による損傷	○	
	相手方が特定できない第三者による小規模な損傷		○
	相手方が特定できない第三者による上記以外の損傷	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	相手方が特定できない第三者による小規模な損傷		○
	相手方が特定できない第三者による上記以外の損傷	○	
債務不履行	町が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
要求水準不適合	協定により定めた管理運営業務実施の要求水準に不適合		○
書類の誤り	仕様書等の町が提示、責任を持つ書類内容の誤りによるもの	○	
	事業計画書等の指定管理者が提示、責任を持つ書類内容の誤りによるもの		○
事故等に伴う損害賠償	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による損害、これに伴う自己の休業損害		○
	施設の管理運営上における騒音、振動、悪臭の発生等により、周辺住民等の生活環境を阻害したことによる損害		○
	町の要因により管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の損害	○	
	上記以外による損害	両者の協議に	

種類	内容	甲	乙
		よる	
不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期又はこれに伴う休業損害	両者の協議による	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況による経費の増、収入の減		○
運営経費の増	指定管理者の要因による運営経費の増		○
	町の要因による運営経費の増	○	
施設の競合	競合施設による施設利用者の減、収入の減		○
情報の漏えい	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏えい及びこれに伴う損害		○
資金調達	施設の管理運営に必要な資金の確保		○
業務終了時の費用	協定期間の終了又は期間途中における指定の取り消し等による業務終了時の撤収費用		○